

契約概要のご説明 この保険契約の内容について特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。この書面はご加入の内容に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点については、「暮らしのあんしん相談窓口」までお問い合わせください。

傷害補償サービス・賠償補償サービス <正式名称：団体総合生活補償保険（交通事故危険のみ補償特約、日常生活賠償特約）>

商品の仕組みおよび引受条件等 ※印を付した用語は「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

被保険者 (補償の対象者)	利用者本人、利用者の配偶者、利用者またはその配偶者と同居の親族（注1）、利用者またはその配偶者と別居の未婚の子（注2） (注1) 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。(注2) これまでに婚姻歴がないことをいいます。	
保険金の種類	保険金をお支払する場合	保険金のお支払額
傷害補償サービス		
傷害入院 保険金	保険期間中の交通事故※によるケガ※のため、入院※された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	<p>【傷害入院保険金日額(★)】×【傷害入院の日数】</p> <p>(★) 本人：1,500円 配偶者・同居の親族・同居の未婚の子：900円</p> <p>◆事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の入院※に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。</p> <p>◆傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。</p>
傷害手術 保険金	保険期間中の交通事故※によるケガ※の治療※のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に手術※を受けられた場合	<p>① 入院※中に受けた手術※の場合：傷害入院保険金日額×10</p> <p>② ①以外の手術の場合：傷害入院保険金日額×5</p> <p>◆1事故に基づくケガ※について、1回の手術に限りです。また、1事故に基づくケガ※について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。</p>
賠償補償サービス		
保険金の種類 保険金をお支払する場合 保険金のお支払額	<p>(1) 保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>(2) 日本国内において保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等(注1)を運行不能(注2)にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>ア、本人の居住の用に供される住宅(注3)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>イ、被保険者の日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(注1)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>(注2)正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。</p> <p>(注3)敷地内の動産および不動産を含みます。</p> <p>◆被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親</p>	<p>保険金額：1事故につき1億円</p> <p>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額+判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金-被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額-免責金額</p> <p>◆1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。</p> <p>◆損害賠償金額等の決定については、あらかじめ当社の承認を必要とします。</p> <p>◆上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>◆日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。</p> <p>◆補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。</p>

		等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。	
保険金をお支払しない主な場合	傷害補償サービス		
	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくとも、頭（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの※ ●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなくとも、誤嚥（えん）※によって発生した肺炎 ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ●交通乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ ●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ など <p>（注）細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。</p>		
	賠償補償サービス		
	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等※の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など 		

盗難補償サービス（クレジットカード盗難補償、インターネットバンキング盗難補償）＜正式名称：クレジットカード盗難保険＞

保険金の種類 保険金をお支払する場合 保険金のお支払額	保険金の種類	保険金をお支払する場合	保険金のお支払額
		クレジットカード盗難補償	(1) 保険の対象が盗取、詐取もしくは横領され、または紛失し、カード発行者がカード規約に定める金銭的損害を補償する期間に被保険者が被る損害に対して、保険金を支払
		います。	

	<p>(2) 偽造・変造カード等によって保険責任期間中に被保険者に生じた損害に対して、保険金を支払います。</p> <p>(3) カード会員以外の第三者が不正な手段により決済必要情報を盗取し、インターネット上および電話取引等の決済等で不正使用が行われたことによって発生した損害で、次に掲げるいずれかの確認方法によりカード会員以外の第三者による不正使用であることが確認できた損害に対して、保険金を支払います。</p> <p>① カード発行者が、不正使用被害を受けたカード会員本人に対して、そのカード会員本人が使用していないことを確認した場合</p> <p>② カード発行者が、自己が利用する不正検知システムにより、他人（カード会員本人以外の者を指す）による不正利用に該当する損害であることを確認した場合</p> <p>③ その他、過去の不正使用損害と類似の損害である等、カード会員本人の利用でないことを確認した場合</p> <p>(4) 当社は（１）（２）（３）によって生じた損害に対しては、カード規約に基づき、カード発行者等によって被保険者の金銭的損害が補償される場合または他の保険契約等から保険金または共済金が被保険者に支払われる場合にのみ保険金を支払います。</p>	
<p>インターネットバンキング不正使用補償</p>	<p>インターネットバンキングのＩＤナンバー等が保険期間中に第三者（注１）に不正使用されたことによって被保険者が被る損害に対して、インターネットバンキング規約に基づき、当該ＩＤナンバーを提供する金融機関等</p>	<p>支払う保険金の額は、補償期間中に他人（注１）に不正使用された金額（注２）とし、１加入者につき、１補償年度（注３）を通じてクレジットカード盗難補償とあわせて１００万円を限度とします。</p> <p>（注１）他人 次に掲げる者以外の者をいいます。</p> <p>①預金者等 ②預金者等の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または別居の未婚の子 ③預金者等の同居人 ④預金者等の留守人 ⑤預金者等の使用人</p>
	<p>によって被保険者の金銭的損害が補償される場合また</p>	

	<p>は他の保険契約等から保険金または共済金が被保険者に支払われる場合にのみ保険金を支払います。</p> <p>(注1) 第三者 次に掲げる者以外の者をいいます。</p> <p>①預金者等 ②預金者等の使用人</p>	<p>(注2) 不正使用された金額 利息については含みません。また、被保険者と業務提携している金融機関における機械式預金払戻しにかかわる手数料相当額を含みます。(海外取扱事務手数料を含みます。)</p> <p>(注3) 1補償年度 補償年度は、初年度については補償開始日から1年間とし、次年度以降については、前補償年度の末日の翌日から1年間とします。</p>
--	--	---

<p>保険金をお支払いしない主な場合</p>	<p>クレジットカード盗難補償</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ●保険契約者または被保険者の親族、使用人、同居人もしくは保険の対象またはその収容場所の監守人が自ら行いまたは加担した盗難による損害 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（注2）の際における盗難による損害 ●地震（注3）、噴火、風災（注4）、水災（注5）、雪災（注6）その他の天災の際における盗難による損害 ●火災、爆発または放射能汚染の際における盗難による損害 ●窃盗または強盗のために生じた火災または爆発による損害 ●棚卸しの際に発見された数量の不足による損害 ●盗難発生後60日以内に覚知することができなかった盗難による損害 <p>(注1) 保険契約者、被保険者 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。</p> <p>(注2) 暴動 群衆または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。</p> <p>(注3) 地震 地震による津波を含みます。</p> <p>(注4) 風災 台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。</p> <p>(注5) 水災 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。）・落石等をいいます。</p> <p>(注6) 雪災 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●カード発行者もしくはこれらの者の法定代理人（カード発行者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはカード発行者の従業員が作成を自ら行いまたは作成に加担した偽造・変造カード等の不正使用による損害 ●カード発行者もしくはこれらの者の法定代理人（カード発行者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）またはカード発行者の従業員が作成を自ら行いまたは加担した決済必要情報の不正使用による損害 ●被保険者もしくは被保険者の同居の親族および別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が作成を自ら行いまたは作成に加担した偽造・変造カード等の不正使用による損害 ●被保険者もしくは被保険者の同居の親族および別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が加担した決済必要情報の不正使用による損害
	<ul style="list-style-type: none"> ●個人情報漏えい（決済必要情報のみの漏えいも含む）を発生させた漏えい元の個人または法人による決済必要情報の利用に伴う損害 ●物品購入に伴う損害に関しては、その物品の配送先の住所が、クレジットカード番号が盗まれたカード会員本人の住

所の場合。ただし、配送先住所がカード会員本人の住所であっても、その住所に到着前に物品が事故に該当した場合は除きます。

- 偽造・変造カードによるキャッシングによる不正使用損害

インターネットバンキング不正使用補償

- 金融機関、保険契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 被保険者の同居の親族および別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人が自ら行い、もしくは加担した不正使用。ただし、当社がやむを得ない事情があると判断した場合を除きます。
- IDナンバー等を預金者等が取得する前に生じた不正使用
- 他人に譲渡・貸与または担保差入された被保険者の情報機器からなされた不正使用
- IDナンバー等に設定された有効期間を経過した後に行われた不正使用
- 金融機関のシステムが正常な機能を発揮しない状態で行われた不正使用
- 他人に強要された状態での使用による不正使用
- IDナンバー等を他人に譲渡・貸与または担保等のために差入れる等で管理を委ねた場合、その間およびその後に起きたIDナンバー等を流出したことによる不正使用。ただし、その流出が、管理を委ねたことに基づかないこと、被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によらないことを被保険者が証明した場合を除きます。
- インターネットバンキング会員規約違反
- 次のいずれかに該当する事由に基づく著しい秩序の混乱に乘じまたは付随して行われた不正使用による損害
 - ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（注1）
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

（注1）暴動
 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注2）核燃料物質
 使用済燃料を含みます。

（注3）核燃料物質によって汚染された物
 原子核分裂生成物を含みます。

補償期間	暮らしのあんしん相談に加入している間
利用者番号	Biglobe 回線 ID に同じ

※印の用語の説明

- 「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
- 「医師」とは、被保険者以外の医師をいいます。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。試運転に訓練を含む特約(ただし、自動車等※の運転資格を取得するための訓練は含みません。)
- ・交通事故危険のみ補償特約
- (*)いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
- ①細菌性食中毒
- ②ウイルス性食中毒
- (*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
 - ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
 - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限ります。
 - ・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「後遺障害」とは、治療※の効果で医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な

障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的見解のないものを除きます。

●「交通事故」とは、次の事故をいいます。

①運行中の交通乗用具※との衝突、接触等(＊)

②運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等(＊)

③運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故(異常かつ危険な方法で搭乗している場合は含みません。)

④乗客として交通乗用具の改札口を入れてから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故

⑤道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故(＊)(ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限ります。)

⑥交通乗用具の火災

(＊)立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故を除きます。

●「交通乗用具」とは、電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、エレベーター等、特約に定められたものをいいます。

●「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。

●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。

●「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(＊1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。

②先進医療※に該当する診療行為(＊2)

(＊1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

(＊2)②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。

●「先進医療」とは、手術※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

●「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療※を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。

●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

●「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。

●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

●「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

この保険は、ビッグロブ株式会社が保険契約者、暮らしのあんしん相談の利用者が被保険者となる団体契約で、引受保険会社(三井住友海上火災保険株式会社、保険取扱代理店:アルティウスリンク株式会社)と締結した保険契約です。

ご連絡先	暮らしのあんしん相談窓口 ご利用のお客様のみにお知らせいたします。
引受保険会社	三井住友海上火災保険株式会社